

東京都市大学原子力研究所の保安規定の変更認可申請の補正方針

保安規定の変更認可申請の補正方針を以下に示す。

頁	行	補正前	補正後
3	8	第一条第二項の核燃料によって汚染された物又は……	第一条第二項の核燃料によって汚染された物又は……
3	11	品質マネジメントシステム（品質マニュアル）	品質マネジメントシステム（品質マニュアル）
3	13	東京都市大学原子力研究所（以下、「原子力研究所……」	東京都市大学原子力研究所（以下「原子力研究所……」
3	17	品質マネジメントシステムは、原子炉施設におい……	品質マネジメントシステムは、原子炉施設におい……
3	19	品質マネジメントシステムにおける用語の定義は……	品質マネジメントシステムにおける用語の定義は……
3	23	(1)原子力研究所の保安に関する組織（以下、「保安管理組織」	(1)原子力研究所の保安に関する組織（以下「保安管理組織」
4	29	保安管理組織は、品質マネジメントに関する文書……	保安管理組織は、品質マネジメントに関する文書……
5	9	(3)品質マネジメントシステム……内部監査実子報告書	(3)品質マネジメントシステム……内部監査実施報告書
6	5 ～ 7	理事長は、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、責任を持って品質マネジメントシステムの構築、実施並びにその有効性を継続的に改善していることを実証する。このため、次の事項を原子力研究所所長（以下「所長」という。）に行わせる。	理事長は、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、責任を持って品質マネジメントシステムの構築、実施並びにその有効性を継続的に改善していることを実証するため、次の事項を行う。
6	20 ～ 22	理事長は、原子力の安全の確保を最優先に位置付け、組織の意思決定の際には、業務・原子炉施設に対する要求事項に適合し、かつ、原子力の安全がその他の事項によって損なわれないようにすることを所長に行わせる。	理事長は、原子力の安全の確保を最優先に位置付け、組織の意思決定の際には、業務・原子炉施設に対する要求事項に適合し、かつ、原子力の安全がその他の事由によって損なわれないようにする。
6	24 ～25	理事長は、所長に次に掲げる事項を満たす品質方針（安全文化を育成し維持するものを含む。）を設定させる。	理事長は、次に掲げる事項を満たす品質方針（安全文化を育成し維持する活動の方針を含む。）を設定する。
7	19 ～ 21	理事長は、所長に保安に関する組織の責任及び権限を明確にさせる。また、保安活動に係る業務のプロセスに関する手順を定めさせ、関係する要員が責任を持って業務を遂行できるようにさせる。	理事長は、保安に関する組織の責任及び権限を明確にする。また、保安活動に係る業務のプロセスに関する手順を定めさせ、関係する要員が責任を持って業務を遂行できるようにする。

(続き) 保安規定の変更認可申請の補正方針を以下に示す。

頁	行	補正前	補正後
7	23 ～24	(1)理事長は、所長に品質マネジメントシステムを管理、維持等の職務を実施する責任者（以下「品質マネジメント管理責任者」という。）を任命させる。	(1)理事長は、品質マネジメントシステムを管理、維持等の職務を実施する責任者（以下「品質マネジメント管理責任者」という。）を任命する。
7	29 ～30	b)品質マネジメントシステムの実施状況及び改善の必要性の有無について、所長に報告する。	b)品質マネジメントシステムの実施状況及び改善の必要性の有無について、理事長に報告する。
7	31	c) 健全な安全文化を育成し、及び維持することに……	c)健全な安全文化を育成し、及び維持することに……
7	33	d)関係法令を遵守する。	d)関係法令を遵守する。
8	2 ～ 4	(1)理事長は、所長に管理者が所掌する業務に関して、次に示す責任及び権限を与えさせる。また、必要に応じて、管理者に代わり、個別業務のプロセスを管理する責任者を置く場合は、当該プロセスにおいて、次に示す責任及び権限を与えさせる。	(1)理事長は、管理者が所掌する業務に関して、次に示す責任及び権限を与える。また、必要に応じて、管理者に代わり、個別業務のプロセスを管理する責任者を置く場合は、当該プロセスにおいて、次に示す責任及び権限を与える。
8	22 ～ 24	理事長は、所長に原子力研究所内の情報が適切に伝達される仕組みが確立されているようにさせるとともに、品質マネジメントシステムの実効性に関する情報が確実に伝達されるようにさせる。	理事長は、原子力研究所内の情報が適切に伝達される仕組みが確立されているようにするとともに、品質マネジメントシステムの実効性に関する情報が確実に伝達されるようにする。
8	27 ～ 29	理事長は、所長に品質マネジメントシステムの実効性を評価するとともに、改善の機会を得て、保安活動の改善に必要な措置を講ずるため、年1回以上(年度末及び必要に応じて)、マネジメントレビューを実施させる。	理事長は、品質マネジメントシステムの実効性を評価するとともに、改善の機会を得て、保安活動の改善に必要な措置を講ずるため、年1回以上(年度末及び必要に応じて)、マネジメントレビューを実施する。

(続き) 保安規定の変更認可申請の補正方針を以下に示す。

頁	行	補正前	補正後
9	16 ～ 18	(1)理事長は、所長にマネジメントレビューのアウトプットには、次の事項に関する決定及び処置を含めさせ、必要な改善を指示させる。マネジメントレビューのアウトプットとして、マネジメントレビュー記録を使用する。	(1)理事長は、マネジメントレビューのアウトプットには、次の事項に関する決定及び処置を含め、必要な改善を指示する。マネジメントレビューのアウトプットとして、マネジメントレビュー記録を使用する。
9	24	(2)品質マネジメント責任者は、前項のマネジ……	(2)品質マネジメント管理責任者は、前項のマネジ……
9	26	(3)品質マネジメント責任者は第一項で改善の……	(3)品質マネジメント管理責任者は第一項で改善の……
9	29	保安管理組織は、保安活動に必要な次に掲げる資……	保安管理組織は、保安活動に必要な次に掲げる資……
10	10	保安管理組織は、要員の力量を確保するため、保……	保安管理組織は、要員の力量を確保するため、保……
11	3	保安管理組織は、次に掲げる事項を要求事項とし……	保安管理組織は、次に掲げる事項を要求事項とし……
11	8 ～ 9	(1)保安管理組織は、業務・原子炉施設に対する要求事項をレビューする。このレビューはその要求事項を適用する前に実施する。	(1)保安管理組織は、業務・原子炉施設に対する要求事項をレビューする。このレビューはその要求事項を適用する前に実施する。
11	13 ～14	b)業務・原子炉施設に対する要求事項が以前に提示されたものと異なる場合には、それについて解決されている。	b)業務・原子炉施設に対する要求事項が以前に提示されたものと異なる場合には、それについて解決されている。
11	16 ～ 17	(3)保安管理組織は、業務・原子炉施設に対する要求事項のレビューの結果の記録及びそのレビューを受けて取られた処置の記録を作成し、管理する。	(3)保安管理組織は、業務・原子炉施設に対する要求事項のレビューの結果の記録及びそのレビューを受けて取られた処置の記録を作成し、管理する。
11	19 ～ 20	19行目と20行目の間の3つの空白行	2つの空白行を削除し、空白行を一行とする。
11	21	保安管理組織は、原子力の安全に関して組織の外……	保安管理組織は、原子力の安全に関して組織の外……

(続き) 保安規定の変更認可申請の補正方針を以下に示す。

頁	行	補正前	補正後
13	24 ～ 25	(4)保安管理組織は、変更のレビュー、検証及び妥当性確認の結果の記録及び必要な処置があればその記録を作成し、管理する。	(4)保安管理組織は、変更のレビュー、検証及び妥当性確認の結果の記録及び必要な処置があればその記録を作成し、管理する。
14	17 ～ 18	f)一般産業用工業品を機器等に使用するに当たっての評価に必要な要求事項 (2)保安管理組織は、前項に加え、調達製品等の要……	f)一般産業用工業品を機器等に使用するに当たっての評価に必要な要求事項 g)その他調達物品等に必要な要求事項 (2)保安管理組織は、前項に加え、調達製品等の要……
14	32	保安管理組織は、個別業務の計画に従って業務を……	保安管理組織は、個別業務の計画に従って業務を……
15	27	保安管理組織は、組織外の所有物のうち原子力の……	保安管理組織は、組織外の所有物のうち原子力の……
17	5	監査実施計画書、内部監査実子報告書を使用する。	監査実施計画書、内部監査実施報告書を使用する。
19	17	保安管理組織は、品質方針、品質目標、内部監査……	保安管理組織は、品質方針、品質目標、内部監査……
21	図 1	品質保証責任者 監査チーム* ¹ 事務室長* ² 原子炉施設管理室長* ³	品質マネジメント管理責任者 監査チーム* 事務室長 原子炉施設管理室長

(続き) 保安規定の変更認可申請の補正方針を以下に示す。

頁	行	補正前	補正後
21	図下の 1～10	<ul style="list-style-type: none"> * 1 監査チームは、内部監査時に随時設置する。なお、監査チーム員は期初に任命しておくこともできる。 * 2 事務室長は、次の業務を行う。 <ul style="list-style-type: none"> (1)原子炉施設の警備 (2)研究所外との連絡窓口 (3)購買（原子炉施設の整備及び改修に関することを含む。） * 3 原子炉施設管理室長は、次の業務を行う。 <ul style="list-style-type: none"> (1)原子炉施設の運転保守（廃止措置計画に係る業務を含む。） (2)放射線管理 (3)放射性廃棄物の管理 	<ul style="list-style-type: none"> * 監査チームは、内部監査時に随時設置する。なお、監査チーム員は期初に任命しておくこともできる。
28	(2) 教育の 内容 5	「品質保証活動に必要な文書及び記録」は、以下を満たすものとする。	「品質マネジメントシステムの文書及び記録」は、以下を満たすものとする。
32	29 ～ 30	第20条 管理室長は、周辺監視区域を柵により区画し、人の立ち入りを制限するほか、人の居住を禁止する。	第20条 管理室長は、周辺監視区域を柵により区画し、人の立ち入りを制限するほか、人の居住を禁止する。
33	31	(イ)目の水晶体については、1年間につき 150mSv	(イ)目の水晶体については、5年間につき 100mSv、1年間につき 50mSv

(続き) 保安規定の変更認可申請の補正方針を以下に示す。

頁	行	補正前	補正後
36	8 ～ 9	(1)固体廃棄物を不燃性及び可燃性に区分し、固体廃棄物の表面に氏名、発生年月日及び表面の1センチメートル線量当量率を記入する。	(1)固体廃棄物を不燃性及び可燃性に区分し、固体廃棄物の表面に氏名、発生年月日及び表面の1センチメートル線量当量率を記入する。
37	11 ～12	(1)運搬経路において、見張人の配置等の方法により、運搬に従事する者以外の者が接近しないようにする。	(1)運搬経路において、見張人の配置等の方法により、運搬に従事する者以外の者が接近しないようにする。
38	2 ～ 5	第39条 管理室長は、気体廃棄物を放出する場合には、その放出量が合理的に達成できる限り低くなるようにし、周辺監視区域外における気体廃棄物の濃度が、告示第8条に定める周辺監視区域外の空気中の濃度限度を超えないよう、第4表に掲げるダストモニタの警報レベルを設定しなければならない。	第39条 管理室長は、気体廃棄物を放出する場合には、その放出量が合理的に達成できる限り低くなるようにし、周辺監視区域外における気体廃棄物の濃度が、告示第8条に定める周辺監視区域外の空気中の濃度限度を超えないよう、第4表に掲げるダストモニタの警報レベルを設定しなければならない。
40	22 ～ 25	2. 第1項の修理において、同等の性能を持つ機器への予防的な保全のための交換は同様の取扱いとする。 3. 管理室長は、前2項の処置を終了した場合には、その結果を所長に報告しなければならない。	2. 管理室長は、前項の修理を終了した場合には、その結果を所長に報告しなければならない。
49	7	(12)前各号のほか、試験研究用等原子炉施設に関し……	(12)前各号のほか、試験研究用等原子炉施設に関し……
49	9 ～ 10	2. 前項の報告は、前項の事象及び前項に準ずる事象が発生した場合、理事長並びに学長に報告後に行わなければならない。	2. 前項の報告は、前項の事象及び前項の可能性が有る事象が発生した場合、第1図の保安管理組織に従って行わなければならない。
56	記録事項1 の口の 保安規定の欄		第43条

(続き) 保安規定の変更認可申請の補正方針を以下に示す。

頁	行	補正前	補正後
59	記録事項 10の欄	10 品質管理規則第三条第三項の品質マネジメント文書並びに品質マネジメントシステムに従った計画、実施、評価及び改善状況の記録（他の号に掲げるものを除く。）	11 品質管理規則第三条第三項の品質マネジメント文書並びに品質マネジメントシステムに従った計画、実施、評価及び改善状況の記録（他の号に掲げるものを除く。）
60	第1図	原子炉施設管理室長 事務室長	原子炉施設管理室長* ¹ 事務室長* ²
60	第1図の下		<p>* 1 原子炉施設管理室長は、次の業務を行う。</p> <p>(1)原子炉施設の運転保守（廃止措置計画に係る業務を含む。）</p> <p>(2)放射線管理</p> <p>(3)放射性廃棄物の管理</p> <p>* 2 事務室長は、次の業務を行う。</p> <p>(1)原子炉施設の警備</p> <p>(2)研究所外との連絡窓口</p> <p>(3)購買（原子炉施設の整備及び改修に関することを含む。）</p>